

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 26 年 9 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 統計調査の承認等の状況（総括表）	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	2
届出統計調査の受理	3
2 基幹統計調査の承認	5
薬事工業生産動態統計調査（平成26年承認）（厚生労働省）	5
商業動態統計調査（平成26年承認 2回目）（経済産業省）	6
3 一般統計調査の承認	11
労働安全衛生調査（平成26年承認）（厚生労働省）	11
建設業構造実態調査（平成26年承認）（国土交通省）	14
在宅歯科医療に関する調査（平成26年承認）（厚生労働省）	15
4 届出統計調査の受理	16
(1) 新規	16
栃木県観光意向調査（平成26年届出）（栃木県）	16
やまなし企業子宝率調査（平成26年届出）（山梨県）	18
次期生涯学習推進計画に関するアンケート（平成26年届出）（北九州市）	19
民間賃貸住宅に関する実態調査（平成26年届出）（神戸市）	21
伊豆諸島・小笠原諸島観光客入込実態調査（平成26年届出）（東京都）	22
北九州市における女性の活躍推進実態調査（平成26年届出）（北九州市）	23
群馬県パーソントリップ調査（プレ調査）（平成26年届出）（群馬県）	24
静岡県雇用管理状況調査（平成26年届出）（静岡県）	25
「とっとり県民の日」アンケート調査（平成26年届出）（鳥取県）	26
京都市産業廃棄物実態調査（平成26年届出）（京都市）	27
三次元積層造形技術（3Dプリンター）の活用に関する調査（平成26年届出）（大阪府）	28
外国人市民アンケート調査（平成26年届出）（北九州市）	29
第9次千葉県廃棄物処理計画策定に係る基礎調査（平成26年届出）（千葉県）	30
(2) 変更	31
債券市場（CLO）参加企業アンケート調査（平成26年届出）（東京都）	31
東京都中小企業の景況調査（平成26年届出）（東京都）	32

新潟県商店街実態調査（平成26年届出）（新潟県）	33
東京都福祉保健基礎調査（平成26年届出）（東京都）	34
民間資源回収実態調査（平成26年届出）（福井県）	35
島根県産業廃棄物実態調査（平成26年届出）（島根県）	37
県民健康・栄養調査（平成26年届出）（神奈川県）	39
労働条件・労働福祉実態調査（平成26年届出）（愛知県）	40
県民の健康に関するアンケート（平成26年届出）（埼玉県）	41
奈良県ひとり親家庭等実態調査（平成26年届出）（奈良県）	42
大阪市人口移動要因調査（平成26年届出）（大阪市）	43
県民健康・栄養実態調査（平成26年届出）（新潟県）	45
林業労働者就労働向調査（平成26年届出）（愛知県）	46
（参考）基幹統計の指定	47

〔利用上の注意〕

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下、「本月報」という。）中で「指定統計」とは、改正前の統計法（昭和22年法律第18号。以下「旧統計法」という。）第2条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法（平成19年法律第53号。以下「新統計法」という。）により廃止された統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第8条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階（平成21年4月1日）で引き続き作成されていたものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成 年承認」「平成 年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
薬事工業生産動態統計調査	厚生労働大臣	承認事項の変更 薬事法の改正に伴い、以下について変更 調査目的に「再生医療等製品」の文言を追加 調査対象の範囲に「再生医療等製品」の製造販売事務所及び製造所を追加 調査票「医療機器生産（輸入）月報」の名称を「医療機器・再生医療等製品生産（輸入）月報」に変更等	H26.9.17
商業動態統計調査	経済産業大臣	承認事項の変更 調査対象の範囲について、無店舗小売業の特性を踏まえ、必要な事業所数を確保し、適切に調査できるよう変更	H26.9.25

注）本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H26.9.4	労働安全衛生調査	厚生労働大臣
H26.9.12	建設業構造実態調査	国土交通大臣
H26.9.30	在宅歯科医療に関する調査	厚生労働大臣

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H26.9.2	栃木県観光意向調査	栃 木 県 知 事
H26.9.3	やまなし企業子宝率調査	山 梨 県 知 事
H26.9.5	次期生涯学習推進計画に関するアンケート	北 九 州 市 長
H26.9.10	民間賃貸住宅に関する実態調査	神 戸 市 長
H26.9.12	伊豆諸島・小笠原諸島観光客入込実態調査	東 京 都 知 事
H26.9.16	北九州市における女性の活躍推進実態調査	北 九 州 市 長
H26.9.17	群馬県パーソントリップ調査(プレ調査)	群 馬 県 知 事
H26.9.18	静岡県雇用管理状況調査	静 岡 県 知 事
H26.9.18	「とっとり県民の日」アンケート調査	鳥 取 県 知 事
H26.9.19	京都市産業廃棄物実態調査	京 都 市 長
H26.9.22	三次元積層造形技術(3Dプリンター)の活用に関する調査	大 阪 府 知 事
H26.9.24	外国人市民アンケート調査	北 九 州 市 長
H26.9.29	第9次千葉県廃棄物処理計画策定に係る基礎調査	千 葉 県 知 事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(新規)について掲載したものである。

(2) 変 更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H26.9.1	債券市場（ＣＬＯ）参加企業アンケート調査	東 京 都 知 事
H26.9.1	東京都中小企業の景況調査	東 京 都 知 事
H26.9.3	新潟県商店街実態調査	新 潟 県 知 事
H26.9.5	東京都福祉保健基礎調査	東 京 都 知 事
H26.9.9	民間資源回収実態調査	福 井 県 知 事
H26.9.11	島根県産業廃棄物実態調査	島 根 県 知 事
H26.9.18	県民健康・栄養調査	神 奈 川 県 知 事
H26.9.18	労働条件・労働福祉実態調査	愛 知 県 知 事
H26.9.22	県民の健康に関するアンケート	埼 玉 県 知 事
H26.9.22	奈良県ひとり親家庭等実態調査	奈 良 県 知 事
H26.9.22	大阪市人口移動要因調査	大 阪 市 長
H26.9.25	県民健康・栄養実態調査	新 潟 県 知 事
H26.9.30	林業労働者就労動向調査	愛 知 県 知 事

注）本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理（変更）について掲載したものである。

基幹統計調査の承認

【調査名】 薬事工業生産動態統計調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年9月17日

【実施機関】 厚生労働省医政局経済課

【目的】 本調査は、医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品に関する毎月の生産の実態等を明らかにすることを目的とする。

【沿革】 昭和27年3月11日に指定統計になっており、これまでの主な改正としては、昭和42年の集計の機械化、昭和48年の（1）. 調査対象（輸入販売業）の追加、（2）. 調査事項（輸出入の状況）の追加、（3）. 調査票の統廃合（7調査票 6調査票）（4）. 集計システムの変更、平成11年のフレキシブルディスクへの記録による申告の追加、平成17年の（1）. 輸入販売業の廃止、製造販売業の追加、（2）. 実生産医薬品に係る調査の廃止（6調査票 5調査票）がある。

【調査の構成】 1 - 第1票 医薬品生産（輸入）月報総括表 2 - 第2票 医薬品生産（輸入）月報 3 - 衛生材料生産（輸入）月報 4 - 医療機器・再生医療等製品生産（輸入）月報 5 - 医薬部外品生産（輸入）月報

【公表】 「薬事工業生産動態統計月報」及び「同年報」 月報：調査月の翌々月末まで 年報：翌年12月末まで

【調査票名】 1 - 薬事工業生産動態統計調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する以下の事業所（1）. 厚生労働大臣の許可を受け、医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品を製造販売する事務所（以下「製造販売事務所」という。）（2）. 厚生労働大臣の許可又は登録を受け、医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品を製造する製造所（以下「製造所」という。）（抽出枠）医薬品等の製造販売事務所許可台帳及び製造所許可台帳

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）11767（平成26年4月末現在）（配布）調査員・郵送・オンライン （取集）調査員・郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月末日 （系統）製造販売事務所：厚生労働省 - 報告者 製造所：厚生労働省 - 都道府県 - 統計調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）毎月 （実施期日）調査月の翌月10日

【調査事項】 1 . 生産（輸入）品の月間生産（輸入）数量及び金額、2 . 生産（輸入）品の月間出荷数量及び金額、3 . 生産（輸入）品の月末在庫数量及び金額、4 . 月末在籍従業者数（医薬品に係る製造所のみ）、5 . 月間臨時従業者延数（医薬品に係る製造所のみ）

【調査名】 商業動態統計調査（平成26年承認 2回目）

【承認年月日】 平成26年9月25日

【実施機関】 経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室

【目的】 本調査は、商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにするための商業動態統計調査を作成することを目的とする。

【沿革】 この調査は商業活動の動きを明らかにし、景気観測、その他経済施策上の有効な基礎資料とすることを目的として、昭和28年6月に調査が開始された。調査開始当時は3か月ごとの四半期調査（調査項目は月別商品販売額、期末商品手持額など）であったが、昭和34年10月からは、早期公表を図るため、販売額については毎月調査することに改まった。また、昭和46年7月からは、近年著しい発展をとげているチェーンストア、スーパーマーケット等の大型小売店（百貨店販売統計で調査していたものを除く）の動向を明らかにするために、商業動態統計と百貨店販売統計とを再集計して大型小売店販売統計を毎月発表した。昭和53年7月からは、調査事項、調査方法、標本設計等について大幅な改正が行われ、この際、調査対象に百貨店を含めることとしたため、百貨店販売統計（指定統計第34号）調査は、昭和53年6月限りで中止となった。このほか、平成11年4月からは、百貨店、総合スーパーと並ぶ主要な業態に成長し、近年著しく売上高が伸長しているコンビニエンスストアの販売動向をよりの確にとらえるため、新たに調査票丁（コンビニエンスストア用）が追加された。平成12年7月からは、新世代統計システムへの対応を行い、インターネットを活用したオンラインでの申告が開始された。平成14年7月からは、本社等の特定の事業所が他の調査対象事業所分を取りまとめて申告する、いわゆる「一括調査方法」が取り入れられた。また、平成27年7月からは、調査票丁に家電大型専門店等3業態を追加するとともに、都道府県別に販売額を把握することとした。

【調査の構成】 1 - 調査票甲（大規模卸売店用）、2 - 調査票乙（一般事業者用）、3 - 調査票丙（百貨店・スーパー用）、4 - 調査票丁1（コンビニエンスストア用）、5 - 調査票丁2（家電大型専門店用）、6 - 調査票丁3（ドラッグストア用）、7 - 調査票丁4（ホームセンター用）

【公表】 インターネット及び印刷物又は閲覧 商業販売統計速報：調査月の翌月下旬
商業動態統計月報：調査月の翌々中旬

【備考】 今回は、調査計画における乙調査票のうち、中分類61無店舗小売業の調査対象の範囲の変更である。

【調査票名】 1 - 調査票甲（大規模卸売店用）

【調査対象】 （地域）全国（単位）事業所（属性）統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（平成19年11月改定）に掲げる中分類

50 - 各種商品卸売業から中分類55 - その他の卸売業(細分類5598 - 代理商、仲立業を除く。)までに属する事業所のうち従業者100人以上のものであって経済産業大臣が指定するもの。(抽出枠)平成24年経済センサス - 活動調査結果

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)900 (配布)郵送・調査員・オンライン (収集)郵送・調査員・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末日現在。ただし、商品販売額、営業日数、商品券販売額及びサービス売上高は、月初めから月末までの1か月間、甲調査、丙調査、丁2調査、丁3調査及び丁4調査の調査事項のうち商品手持額については、毎四半期末日現在によって行う。(系統)経済産業省 - 都道府県 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査月の翌月10日

【調査事項】 1.事業所名、2.事業所所在地、3.従業者数、4.商品販売額、5.商品手持額

【調査票名】 2 - 調査票乙 (一般事業者用)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所・企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる中分類50 - 各種商品卸売業から中分類55 - その他の卸売業(細分類5598 - 代理商、仲立業を除く。)まで、小分類591 - 自動車小売業(細分類5914 - 二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。)小分類593 - 機械器具小売業(自動車、自転車を除く)小分類605 - 燃料小売業及び中分類61 - 無店舗小売業に属する事業所のうち、経済産業大臣が指定するもの大規模卸売店・百貨店・スーパーに該当するもの及びコンビニエンスストア等に該当する対象企業の傘下事業所を除く。)並びに日本標準産業分類に掲げる中分類56 - 各種商品小売業から中分類60 - その他の小売業まで(小分類591 - 自動車小売業(細分類5914 - 二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。)小分類593 - 機械器具小売業(自動車、自転車を除く)及び小分類605 - 燃料小売業を除く。)に属する事業所のうち、従業者20人以上のもの(百貨店・スーパーに該当するもの及びコンビニエンスストア等に該当する対象企業の傘下事業所を除く。)であって経済産業大臣が指定するもの及び従業者19人以下のもの(コンビニエンスストア等に該当する対象企業の傘下事業所を除く。)であって経済産業大臣が指定する地域に存在するもの。(抽出枠)平成24年経済センサス - 活動調査結果

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)12,500/1,410,000 (配布)調査員・オンライン (収集)調査員・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末日現在。ただし、商品販売額、営業日数、商品券販売額及び

サービス売上高は、月初めから月末までの1か月間、甲調査、丙調査、丁2調査、丁3調査及び丁4調査の調査事項のうち商品手持額については、毎四半期末日現在によって行う。（系統）経済産業省 - 都道府県 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）調査月の翌月10日

【調査事項】 1. 事業所名、2. 事業所所在地、3. 従業者数、4. 商品販売額

【調査票名】 3 - 調査票丙（百貨店・スーパー用）

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）日本標準産業分類に掲げる中分類56 - 各種商品小売業から中分類60 - その他の小売業までに属する事業所のうち従業者50人以上のものであって、経済産業大臣が指定するもの（コンビニエンスストア等に該当する対象企業の傘下事業所を除く。）。（抽出枠）平成24年経済センサス - 活動調査結果

【調査方法】（選定）全数（客体数）5,300（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎月末日現在。ただし、商品販売額、営業日数、商品券販売額及びサービス売上高は、月初めから月末までの1か月間、甲調査、丙調査、丁2調査、丁3調査及び丁4調査の調査事項のうち商品手持額については、毎四半期末日現在によって行う。（系統）経済産業省 - 報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）調査月の翌月15日

【調査事項】 1. 事業所名、2. 事業所所在地、3. 売場面積、4. 従業者数、5. 営業日数、6. 商品販売額、7. 商品券販売額、8. 商品手持額

【調査票名】 4 - 調査票丁1（コンビニエンスストア用）

【調査対象】（地域）全国（単位）企業（属性）日本標準産業分類に掲げる細分類5891 - コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）に属する事業所（以下単に「コンビニエンスストア」という。）を自ら経営する企業又はコンビニエンスストア事業（主としてコンビニエンスストアを営業者に対し、定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し、又は販売をあっせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業をいう。）を行う企業のうち500店以上の店舗を有するものであって、経済産業大臣が指定するもの。（抽出枠）平成24年経済センサス - 活動調査結果

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）約10（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎月末日現在（系統）経済産業省 - 報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）調査月の翌月15日

【調査事項】 1. 企業名、2. 商品販売額、3. サービス売上高、4. 店舗数

【調査票名】 5 - 調査票丁2 (家電大型専門店用)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる細分類5931 - 電気機械器具小売業(中古品を除く)又は細分類5932 - 電気事務機械器具小売業(中古品を除く)に属する事業所を有する企業で、経済産業大臣が指定するもの。(抽出枠)平成24年経済センサス - 活動調査結果

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)24 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末日現在。ただし、商品販売額、営業日数、商品券販売額及びサービス売上高は、月初めから月末までの1か月間、甲調査、丙調査、丁2調査、丁3調査及び丁4調査の調査事項のうち商品手持額については、毎四半期末日現在によって行う。(系統)経済産業省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査月の翌月15日

【調査事項】 1. 企業名、2. 商品販売額、3. 店舗数、4. 商品手持額

【調査票名】 6 - 調査票丁3 (ドラッグストア用)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる細分類6031 - ドラッグストアに属する事業所を有する企業で、経済産業大臣が指定するもの。(抽出枠)平成24年経済センサス - 活動調査結果

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)67 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末日現在。ただし、商品販売額、営業日数、商品券販売額及びサービス売上高は、月初めから月末までの1か月間、甲調査、丙調査、丁2調査、丁3調査及び丁4調査の調査事項のうち商品手持額については、毎四半期末日現在によって行う。(系統)経済産業省 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査月の翌月15日

【調査事項】 1. 企業名、2. 商品販売額、3. 店舗数、4. 商品手持額

【調査票名】 7 - 調査票丁4 (ホームセンター用)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる細分類6091 - ホームセンターに属する事業所を有する企業で、経済産業大臣が指定するもの。(抽出枠)平成24年経済センサス - 活動調査結果

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)52 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末日現在。ただし、商

品販売額、営業日数、商品券販売額及びサービス売上高は、月初めから月末までの1か月間、甲調査、丙調査、丁2調査、丁3調査及び丁4調査の調査事項のうち商品手持額については、毎四半期末日現在によって行う。（系統）経済産業省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）調査月の翌月15日

【調査事項】 1．企業名、2．商品販売額、3．店舗数、4．商品手持額

一般統計調査の承認

【調査名】 労働安全衛生調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年9月4日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室

【目的】（労働安全衛生調査）本調査は、労働安全衛生法第6条に基づき、労働災害防止計画の重点施策を策定するための基礎資料及び労働安全衛生行政運営の推進に資することを目的とする。（労働環境調査）本調査は、労働者を取り巻く環境の著しい変化が災害発生の要因として大きく影響していると考えられる状況において、労働災害や職業性疾病等を防止し、快適な職場環境の形成を促進するため、危険有害業務等の労働者を取り巻く職場環境の変化の実態及びその労働者への影響を的確に把握し、労働災害防止対策等の適切な労働安全衛生上の対策を講じることが強く期待されている。平成26年に実施する労働環境調査においては、危険有害業務の拡大、労働態様の変化及び労働環境の変化等の労働者への影響を把握し、快適な職場環境の形成を含めた今後の安全衛生行政運営上の基礎資料として、安全衛生対策の推進に資することを目的とする。

【沿革】 本調査は、従前は「労働安全衛生特別調査」という一つの枠組みの下で、それぞれ独立した5調査（「労働環境調査」、「労働者健康状況調査」、「技術革新と労働に関する実態調査」、「建設業労働災害防止対策等総合実態調査」及び「労働安全衛生基本調査」）を、5年ローテーションで実施していたが、平成23年からは、一連の周期調査としての体系をより明確にするために、改めて「労働安全衛生特別調査」という名称の一般統計調査の申請を行い、この調査の下に、従前の5調査を5調査としてまとめることとした。ただし、「技術革新と労働に関する実態調査」については、平成20年調査をもって廃止し、代わりに平成23年に「労働災害防止対策等重点調査票」による調査を行うこととした。また、これ以外の4調査票については、「労働安全衛生特別調査」の変更申請を順次行い、追加していくこととした。さらに、平成24年に調査体系の見直しを行い、「実態調査」、「労働環境調査」及び「特定業種の労働災害防止対策実態調査」の3調査に組み替えを行い、平成25年調査からは調査名称を「労働安全衛生調査」に変更し、調査を実施するものである。

【調査の構成】 1 - 平成26年労働安全衛生調査（労働環境調査）（事業所票） 2 - 平成26年労働安全衛生調査（労働環境調査）（個人票） 3 - 平成26年労働安全衛生調査（労働環境調査）（ずい道・地下鉄工事現場票）

【公表】 インターネット及び印刷物（概況：平成27年9月、調査結果報告書：平成28年3月）

【調査票名】 1 - 平成26年労働安全衛生調査（労働環境調査）（事業所票）

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類による「鉱業，採石業，砂利採取業」，「建設業」(ずい道建設工事、地下鉄新設工事を除く)「製造業」，「電気・ガス・熱供給・水道業」，「運輸業，郵便業」(道路貨物運送業に限る)「不動産業，物品賃貸業」(物品賃貸業に限る)「生活関連サービス業，娯楽業」(洗濯・理容・美容・浴場業に限る)「サービス業(他に分類されないもの)」(廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業に限る)に属する常用労働者10人以上を雇用する民営事業所 (抽出枠)事業所母集団データベース(平成24年次フレーム)により作成された事業所リストから選定する。

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)13,600/290,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)原則、平成26年9月30日現在(一部の事項:過去1年間(平成25年10月1日~平成26年9月30日)又は過去3年間(平成23年10月1日~平成26年9月30日))を対象とする。(系統)厚生労働省-報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成26年11月1日~11月20日

【調査事項】 1.企業及び事業所に関する事項、2.有害業務従事労働者の健康管理に関する事項、3.粉じん作業の作業環境等に関する事項、4.有機溶剤業務の作業環境等に関する事項、5.特定化学物質を製造し又は取り扱う業務の作業環境等に関する事項、6.放射線業務、除染等業務、特定線量下業務の作業環境等に関する事項、7.作業環境測定に関する事項、8.GHSラベル及び安全データシート(SDS)に関する事項、9.アスベストに関する事項

【調査票名】 2 - 平成26年労働安全衛生調査(実態調査)(個人票)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)日本標準産業分類による「鉱業，採石業，砂利採取業」，「建設業」(ずい道建設工事、地下鉄新設工事を除く)「製造業」，「電気・ガス・熱供給・水道業」，「運輸業，郵便業」(道路貨物運送業に限る)「不動産業，物品賃貸業」(物品賃貸業に限る)「生活関連サービス業，娯楽業」(洗濯・理容・美容・浴場業に限る)「サービス業(他に分類されないもの)」(廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業に限る)に属する事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者 (抽出枠)事業所母集団データベース(平成24年次フレーム)により作成された事業所リストから選定された事業所で就業している労働者を第2次抽出単位とした層化二段抽出法により選定する。

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)16,500/11,900,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)原則、平成26年9月

30日現在（一部の事項：過去1年間（平成25年10月1日～平成26年9月30日）又は過去3年間（平成23年10月1日～平成26年9月30日）を対象とする。（系統）厚生労働省 - 調査対象事業所 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成26年11月1日～11月20日

【調査事項】 1．労働者の属性等、2．健康に影響を与えるおそれのある業務に関する事項、3．有機溶剤に関する事項、4．化学物質に関する事項

【調査票名】 3 - 平成26年労働安全衛生調査（労働環境調査）（ずい道・地下鉄工事現場票）

【調査対象】（地域）全国（単位）工事現場（属性）日本標準産業分類による「建設業」（ずい道建設工事、地下鉄新設工事に限る）に属する労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事請負金額が1億9000万円以上の工事現場

【調査方法】（選定）全数（客体数）600（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）原則、平成26年9月30日現在（一部の事項：過去1年間（平成25年10月1日～平成26年9月30日）又は過去3年間（平成23年10月1日～平成26年9月30日）を対象とする。（系統）厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成26年11月1日～11月20日

【調査事項】 1．工事現場に関する事項、2．工事現場の作業環境に関する事項、3．粉じん抑制対策に関する事項、4．工事現場の呼吸用保護具に関する事項、5．測定に関する事項

【調査名】 建設業構造実態調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年9月12日

【実施機関】 国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課

【目的】 本調査は、建設業の基本的な産業構造を明らかにし、かつ、その中長期的変化を把握することにより、建設産業政策上必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 昭和50年度から調査が開始された。平成23年度に調査の名称が「建設業構造基本調査」から「建設業構造実態調査」に変更された。

【調査の構成】 1 - 平成26年度建設業構造実態調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（平成27年4月）

【備考】 今回の変更は、報告を求める者の数、報告を求める期間等の変更である。

【調査票名】 1 - 平成26年度建設業構造実態調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）建設業法第3条の規定により建設業許可を有しており、平成24年度建設工事施工統計調査に回答している企業であって、現実に営業活動を行い建設工事の実績がある建設業専門企業。（抽出枠）平成24年度建設工事施工統計調査における建設業専門の有効回答企業を母集団とし、業種別（32区分）、資本金階層別（9区分）の階層毎に分類を行った後、各階層毎に無作為に抽出する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）13,000 / 47,000 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成26年3月31日現在 （系統）国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成26年11月1日～平成27年1月31日

【調査事項】 1. 建設業者の基本的事項、2. 営業活動、3. 取引関係、4. 経営管理、5. 従業者、6. 建設機械・設備、7. 組織化・事業の共同化、8. 経営革新・事業の再構築

【調査名】 在宅歯科医療に関する調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年9月30日

【実施機関】 厚生労働省保険局医療課

【目的】 本調査は、在宅及び外来における個々の診療行為についての診療時間を把握し、保険診療における歯科訪問診療について検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 在宅歯科医療に関する調査票

【公表】 インターネット（調査実施翌年2月）

【調査票名】 1 - 在宅歯科医療に関する調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位） （属性）歯科医療機関のうち、在宅療養支援歯科診療所（抽出枠）地方厚生局長又は地方厚生支局長に届出されている在宅療養支援歯科診療所

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）6,000 （配布）郵送 （収集）郵送（記入）自計 （把握時）平成26年11月の訪問歯科診療及び外来歯科診療において、その月に診察した患者のうち、それぞれ最初の2人（計4人）について、各患者の当該月の初回の診察日（系統）厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年10月下旬～平成26年12月15日

【調査事項】 1．訪問歯科診療及び外来歯科診療における、1回の診療あたり総診療時間、2．訪問歯科診療及び外来歯科診療における、各治療項目の診療時間、3．訪問歯科診療についての訪問先種別

届出統計調査の受理

(1) 新規

【調査名】 栃木県観光意向調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年9月2日

【実施機関】 栃木県産業労働観光部観光交流課

【目的】 本調査は、栃木県内在住者、県外在住者のそれぞれの栃木県への観光に対する意向を把握し、今後の本県における観光振興計画を検討するための基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 栃木県観光意向調査票（栃木県内居住者）、2 - 栃木県観光意向調査票（1都6県居住者）、3 - 栃木県観光意向調査票（全国5都市）

【調査票名】 2 - 栃木県観光意向調査票（栃木県内居住者）

【調査対象】（地域）栃木県全域（単位）個人（属性）上記に居住する者のうち、一定期間内に観光目的で宿泊旅行をしたことのある者のうち、以前栃木県のアンケートに回答したことがある者（抽出枠）当該調査を実施する民間事業者に登録のある者から、1000人に達するまで選定を行う。

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）1,000（配布）オンライン（収集）オンライン（記入）自計（把握時）調査日時点（系統）栃木県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）提出期限は平成26年9月30日

【調査事項】 1. 栃木県以外の訪問地域、2. 栃木県内宿泊旅行の有無及び訪問地域等、3. 栃木県と競合する訪問県、4. 栃木県の強み

【調査票名】 3 - 栃木県観光意向調査票（1都6県居住者）

【調査対象】（地域）1都6県（福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）（単位）個人（属性）上記に居住する者のうち、一定期間内に観光目的で宿泊旅行をしたことのある者のうち、以前栃木県のアンケートに回答したことがある者（抽出枠）当該調査を実施する民間事業者に登録のある者から、1400人に達するまで選定を行う。

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）1,400（配布）オンライン（収集）オンライン（記入）自計（把握時）調査日時点（系統）栃木県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）提出期限は平成26年9月30日

【調査事項】 1. 栃木県以外の訪問地域、2. 栃木県への日帰り（宿泊）旅行の有無及び訪問地域等、3. 栃木県と競合する訪問県、4. 栃木県の強み

【調査票名】 1 - 栃木県観光意向調査票 (全国5都市)

【調査対象】 (地域)全国5都市(札幌市、仙台市、名古屋市、大阪市、福岡市) (単位)個人 (属性)上記に居住する者のうち、一定期間内に観光目的で宿泊旅行をしたことのある者のうち、以前栃木県のアンケートに回答したことがある者 (抽出枠)当該調査を実施する民間事業者に登録のある者から、1000人に達するまで選定を行う。

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)1,000 (配布)オンライン (収集)オンライン (記入)自計 (把握時)調査日時点 (系統)栃木県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)提出期限は平成26年9月30日

【調査事項】 1. 栃木県への宿泊旅行の有無及び訪問地域等、2. 栃木県と競合する訪問県、3. 栃木県の強み

【調査名】 やまなし企業子宝率調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年9月3日

【実施機関】 山梨県企画県民部県民生活・男女参画課

【目的】 本調査は、県内企業の子宝率や子育て支援に関する取組の状況等について把握すると共に、その数値が高く、取組内容が他のモデルとなる企業を広く紹介し、ワークライフバランスの推進や子育てと仕事の両立に向けた職場環境の整備を促進することを目的とする。

【調査の構成】 1 - やまなし企業子宝率調査票

【調査票名】 1 - やまなし企業子宝率調査票

【調査対象】 （地域）山梨県全域 （単位）企業 （属性）10人以上の常用雇用者を雇用する企業 （抽出枠）経済センサス-活動調査（H24）のデータから無作為抽出。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年7月31日 （系統）山梨県-報告者

【周期・期日】 （周期）1年 （実施期日）毎年9月30日まで

【調査事項】 1. 従業員の年齢、2. 従業員の子どもの年齢、3. 子育てしやすい職場づくりの取組内容

【調査名】 次期生涯学習推進計画に関するアンケート（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年9月5日

【実施機関】 北九州市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

【目的】 本調査は、本市在住の市民に対し、生涯学習活動に関するアンケート調査を行い、次期生涯学習推進計画策定のための参考資料の一つとして活用することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 次期生涯学習推進計画に関するアンケート票

【調査票名】 次期生涯学習推進計画に関するアンケート票

【調査対象】 （地域）北九州市内全域 （単位） （属性）1．平成26年8月1日時点で市内に住民票がある20歳以上の男女 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000/804,238 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査票記入時点（平成26年9月5日～9月下旬） （系統）市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成26年9月5日～9月下旬

【調査事項】 1．学習活動について、2．社会貢献活動について、3．生活実態について

【調査票名】 次期生涯学習推進計画に関するアンケート票（市民センター利用者）

【調査対象】 （地域）北九州市内全域 （単位） （属性）市民センター利用者の男女（抽出枠）利用者名簿の中から市民センター毎に10名を館長が選定

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）1,290/5,224,001 （配布）職員 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査票記入時点（平成26年9月5日～9月下旬） （系統）配布：市 - 報告者 回収：報告者 - 民間事業者 - 市

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成26年9月5日～9月下旬

【調査事項】 1．学習活動について、2．社会貢献活動について、3．生活実態について

【調査票名】 次期生涯学習推進計画に関するアンケート票（生涯学習センター利用者）

【調査対象】 （地域）北九州市内全域 （単位） （属性）生涯学習センター利用者の男女（抽出枠）利用者名簿から生涯学習センター毎に定められた人数を所長及び館長が選定

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）370/682,423 （配布）職員 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査票記入時点（平成26年9月5日～9月下旬） （系統）配布：市 - 報告者 回収：報告者 - 民間事業者 -

市

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成26年9月5日～9月下旬

【調査事項】 1.学習活動について、2.社会貢献活動について、3.生活実態について

【調査名】 民間賃貸住宅に関する実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年9月10日

【実施機関】 神戸市住宅都市局住宅政策課

【目的】 本調査は、住生活基本計画に基づいた民間賃貸住宅に対する施策の実施や、同計画の5年目の見直し検討における基礎資料とすることを目的する。

【調査の構成】 1 - 民間賃貸住宅に関する実態調査票

【調査票名】 1 - 民間賃貸住宅に関する実態調査票

【調査対象】 （地域）市内全域 （単位）所有者 （属性）民間賃貸住宅の所有者 （抽出枠）神戸市内民間賃貸住宅物件基礎データベース

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）10665 （H26.8.27現在の予定数）
（配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年10月1日
（系統）神戸市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年月10月31日

【調査事項】 神戸市内の民間賃貸受託の入居状況や今後の経営意向にかかる事項

【調査名】 伊豆諸島・小笠原諸島観光客入込実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年9月12日

【実施機関】 東京都産業労働局観光部振興課

【目的】 本調査は、伊豆諸島・小笠原諸島の観光客数、来島者数、観光客消費額、宿泊施設等の実態を把握することにより、今後の行政施策等の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 伊豆諸島・小笠原諸島観光客入込実態調査票

【調査票名】 1 - 伊豆諸島・小笠原諸島観光客入込実態調査票

【調査対象】 （地域）大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、父島、母島（単位）（属性）宿泊施設、観光協会、航空事業者、海運事業者（抽出枠）観光協会協会員名簿

【調査方法】（選定）全数（客体数）382（配布）町村職員（取集）町村職員（記入）他計（把握時）1月から3月、4月から6月、7月から9月、10月から12月（系統）東京都 町村 報告者

【周期・期日】（周期）四半期（実施期日）1月から3月実施分は4月末日、4月から6月実施分は7月末日、7月から9月実施分は10月末日、10月から12月実施分は翌年1月末日

【調査事項】 1．月別・島別・利用交通機関別訪島者数、2．月別・島別・島関係者等・観光客別訪島者数、3．月別・島別・観光客数・日帰り客数、4．月別・島別・宿泊施設別・宿泊客数、5．月別・島別・一人当りの消費額（平均）、6．月別・島別・用途別・一人1日当りの消費額（平均）

【調査名】 北九州市における女性の活躍推進実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年9月16日

【実施機関】 北九州市 子ども家庭局 男女共同参画推進課

【目的】 本調査は、北九州市における女性の活躍推進を加速するために、北九州市の女性の活躍の現状を把握して障がいとなる課題を分析し、今後の女性の活躍推進に向けた動きを加速するための効果的な方策検討の資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 北九州市における女性の活躍推進実態調査票

【調査票名】 1 - 北九州市における女性の活躍推進実態調査票

【調査対象】 （地域）北九州市内全域 （単位）事業所 （属性）従業員20名以上の事業所 （抽出枠）平成21年経済センサス基礎調査から、従業員数20人以上の事業所を対象に産業別・規模別・地域別に比例して無作為抽出

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,400 / 4,800 （配布）郵送（収集）郵送 （記入）自計 （把握時）41913 （系統）北九州市・（公財）アジア女性交流・研究フォーラム - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成26年10月15日～11月5日

【調査事項】 1 .女性の配置、2 .昇進、3 .女性の活躍推進(ポジティブアクション)、4 .育児休業制度、5 .継続雇用・再雇用について 等

【調査名】 群馬県パーソントリップ調査（プレ調査）（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年9月17日

【実施機関】 群馬県県土整備部都市計画課

【目的】 本調査は、群馬県における交通体系の整備や交通施設の検討を行うにあたり、交通目的や利用交通手段、異動の起終点の位置など、交通主体である人の移動実態を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 群馬県パーソントリップ調査票

【調査票名】 1 - 群馬県パーソントリップ調査票

【調査対象】（地域）桐生市、みどり市（単位）世帯（属性）世帯（抽出枠）住民基本台帳を町字ごとに並べ替え、抽出率に応じた抽出間隔ごとに住民基本台帳から世帯を抽出する。

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）3,000/70,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）10月28日から10月30日のうち無作為に指定する1日（系統）群馬県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）10月21日から11月7日

【調査事項】 1.個人属性、2.自動車保有状況、3.調査指定日の交通行動（発着地・発着時間・移動目的・交通手段・自動車利用状況）、4.調査指定日以外の主な交通行動（移動目的別訪問先・交通手段）、5.公共交通利用状況

【調査名】 静岡県雇用管理状況調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年9月18日

【実施機関】 静岡県経済産業部就業支援局労働政策課

【目的】 本調査は、県内企業等における年次有給休暇取得日数、女性管理職比率及び育児・介護休業取得率等を把握し、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍促進等の労働施策に反映させるための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 静岡県雇用管理状況調査票

【調査票名】 1 - 静岡県雇用管理状況調査票

【調査対象】 （地域）静岡県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」又は「サービス業」に属し、常用労働者数が10人以上の事業所（なお本調査では、日本標準産業分類に掲げる大分類「情報通信業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」を合わせて「サービス業」として調査する。）（抽出枠）平成24年経済センサス - 活動調査

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）3,200/37,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）9月30日現在（一部の項目については、前年度1年間の実績）（系統）静岡県 - 報告者

【周期・期日】（周期）不定期（原則として1年）（実施期日）毎年11月1日～11月30日

【調査事項】 1. 事業所の属性（1）事業所の名称・所在地・記載担当者、（2）事業分類、（3）常用労働者数（正規、パート、その他契約社員等）調査事業所の派遣社員数、（4）年次有給休暇取得日数、（5）労働組合の有無、2. 女性の雇用状況（1）役職別・管理職の配置状況、女性管理職のない場合の理由、（2）女性活用の取組状況、3. 育児・介護休業制度等（1）育児・介護休業制度の規定の状況（制度の有無、対象者、取得可能期間等）（2）育児休業制度の利用者数、（3）男性の育児休業取得について

【調査名】 「とっとり県民の日」アンケート調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年9月18日

【実施機関】 鳥取県未来づくり推進局鳥取力創造課

【目的】 本調査は、ふるさとに誇りと愛着を持った人材を育成するため、今年度から学校における、とっとり県民の日当日の一斉取組の実施、ふるさと講師派遣事業の実施等、教育委員会と連携した事業の強化を図っているところであるが、児童・生徒及び学校に対し、県民の日について調査し、事業の効果測定を行うとともに、今後の取組を検討するための資料とすることを目的として実施する。

【調査の構成】 1 - 「とっとり県民の日」アンケート調査票（児童生徒用） 2 - 「とっとり県民の日」アンケート調査票（学校用）

【調査票名】 1 - 「とっとり県民の日」アンケート調査票（児童生徒用）

【調査対象】（地域）鳥取県全域（単位）（属性）公立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒（抽出枠）児童生徒については、選定した学校の児童生徒から学年等により選定する。

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）3,500/60,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成26年10月1日～31日（系統）鳥取県 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成26年9月19日～11月7日

【調査事項】 1. 認知度について、2. 情報収集の方法について

【調査票名】 2 - 「とっとり県民の日」アンケート調査票（学校用）

【調査対象】（地域）鳥取県全域（単位）（属性）公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（抽出枠）学校については、学校の種別による層化抽出法により学校便覧から選定する。

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）40/300（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成26年10月1日～31日（系統）鳥取県 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成26年9月19日～11月7日

【調査事項】 1. 各種事業の実施について

【調査名】 京都市産業廃棄物実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年9月19日

【実施機関】 京都市環境政策局循環型社会廃棄物指導課

【目的】 本調査は、京都市内における産業廃棄物の業種別，種類別の排出量等を調査することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 京都市産業廃棄物実態調査票

【調査票名】 1 - 京都市産業廃棄物実態調査票

【調査対象】（地域）京都市全域（単位）事業所（属性）全事業所（抽出枠）事業所母集団データベースの事業所及び企業の名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）8,000/74,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年4月1日～平成26年3月31日（系統）京都市 民間事業者 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成26年10月16日～平成26年12月15日

【調査事項】 京都市内における，業種，種類ごとの産業廃棄物発生量

【調査名】 三次元積層造形技術（3Dプリンター）の活用に関する調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年9月22日

【実施機関】 大阪府商工労働部商工労働総務課

【目的】 本調査は、府内製造業における三次元積層造形機（3Dプリンター）の導入実態を探る。また、導入機器の内容について把握し、その用途、目的等を調査する。加えて、3次元CADの導入状況やオペレーターの採用を明らかにする。一方、未導入企業の理由などを把握することで、府内製造業における三次元積層造形技術の活用状況を詳細に把握することで、活用の成果、企業支援、産業支援の実態把握や課題抽出の基礎資料とすることを目的としている。

【調査の構成】 1 - 三次元積層造形技術（3Dプリンター）の活用に関する調査票

【調査票名】 1 - 三次元積層造形技術（3Dプリンター）の活用に関する調査票

【調査対象】（地域）大阪府内全域（単位）企業（属性）大阪府内に本社を有する企業で、日本標準産業分類に記載されている製造業のうち「家具・装備品製造業」「印刷・同関連業」「プラスチック製品製造業（別掲を除く）」「金属製品製造業」「はん用機械器具製造業」「生産用機械器具製造業」「業務用機械器具製造業」「電子部品・デバイス・電子回路製造業」「電気機械器具製造業」「情報通信機械器具製造業」「輸送用機械器具製造業」「その他の製造業」に属する大阪府内の民営事業所のうち、従業者規模5人以上の企業

（抽出枠）事業所母集団データベース〔平成25年次フレーム〕

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）2,000/13,344（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成26年10月20日（系統）大阪府 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成26年10月20日～10月31日

【調査事項】 1. 企業概要について、2. 三次元積層造形の取組みについて、3. 三次元CADの活用について、4. CADオペレーターの採用と研修について、5. その他の加工技術者の採用と研修について、6. その他

【調査名】 外国人市民アンケート調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年9月24日

【実施機関】 北九州市総務企画局国際部政策課

【目的】 本調査は、北九州市が抱える多文化共生についてのニーズや課題を把握し、今後の施策に反映させていくため、ニューカマーといわれる外国人市民を中心に北九州地域における多文化共生の現状調査を行うものを目的とする。

【調査の構成】 1 - 外国人市民アンケート調査票

【調査票名】 1 - 外国人市民アンケート調査票

【調査対象】 （地域）北九州市内全域 （単位）市民 （属性）北九州市内の留学生・特別永住者を除いた在留資格を持つ外国人市民 （抽出枠）住民基本台帳の中から、北九州市内の留学生・特別永住者を除く外国人市民から国別無作為抽出

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,000 / 10,971 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）北九州市 民間事業者 報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（4～5年に1回程度を予定） （実施期日）平成26年10月24日～11月20日

【調査事項】 日本語に関すること 等

【調査名】 第9次千葉県廃棄物処理計画策定に係る基礎調査(平成26年届出)

【受理年月日】 平成26年9月29日

【実施機関】 千葉県環境生活部資源循環推進課

【目的】 本調査は、第9次千葉県廃棄物処理計画策定に必要な県全体の産業廃棄物の発生量、処分量等の基礎数値を把握するため、産業廃棄物排出事業者に対し、個々の事業活動における産業廃棄物の発生量等をはじめ、今後の事業活動予定等を調査することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 第9次千葉県廃棄物処理計画策定に係る基礎調査票

【調査票名】 1 - 第9次千葉県廃棄物処理計画策定に係る基礎調査票

【調査対象】 (地域)千葉県全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類(平成25年10月改訂)に掲げる大分類A農業、林業からS公務(他に分類されるものを除く)に属する事業所 (抽出枠)平成24年経済センサス-活動調査の事業者名簿から従業者規模別に産業廃棄物を1t以上排出している事業者

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)7,000/200,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年4月1日から平成26年3月31日まで (系統)都道府県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成26年10月下旬~平成26年11月中旬

【調査事項】 1.産業廃棄物の種類及び年間発生量、2.自社中間処理の方法、3.場所及び中間処理後量、4.自社未処理又は自社中間処理後の処理区分・場所、5.処理主体及び再生利用の用途

(2) 変更

【調査名】 債券市場（ＣＬＯ）参加企業アンケート調査（平成２６年届出）

【受理年月日】 平成２６年９月１日

【実施機関】 東京都産業労働局金融部金融課

【目的】 債券市場過去参加企業にアンケート調査し、今後の債券発行及び過去参加企業のフォローアップのための基礎データとするとともに、関係自治体、関係金融機関、中小企業及び投資家に対して情報提供することを目的とする。

【調査の構成】 １ - 債券市場（ＣＬＯ）参加企業アンケート調査票

【備考】 今回は、債権発行ＣＬＯ事業の実施が不定期になったことによる調査周期の変更である。

【調査票名】 １ - 債券市場（ＣＬＯ）参加企業アンケート調査票

【調査対象】 （地域）東京都内全域 （単位）企業 （属性）債券市場（ＣＬＯ）参加企業（過去３年間） （抽出枠）東京都作成の参加企業リスト

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）１，１００ （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）記入日現在（調査実施期間については、調査の都度設定（約１か月）） （系統）東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（債権発行の都度実施） （実施期日）調査実施の都度設定する。

【調査事項】 １．今回のＣＬＯ（ローン担保証券）について、２．資金調達について、３．その他（相談窓口等）

【調査名】 東京都中小企業の景況調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年9月1日

【実施機関】 東京都産業労働局商工部調整課

【目的】 本調査は、都内中小企業の振興を図るため、景気動向（業況、生産、売上、在庫等の実績推移及び予測）について明らかにすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 景況調査票

【調査票名】 1 - 景況調査票

【調査対象】 （地域）東京都内（単位）企業（属性）中小企業基本法に基づく中小企業で、製造業・卸売業・小売業・サービス業に分類される企業。（製造業：300人以下又は3億円以下、卸売業：100人以下又は1億円以下、小売業：50人以下又は5000万円以下、サービス業：100人以下又は5000万円以下）

（抽出枠）事業所母集団情報

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）3,875 / 327,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）月末時点（系統）東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）毎月（実施期日）毎月下旬～翌月上旬

【調査事項】 1. 当月の景況について（業況、受注（前月比）、原材料仕入れ単価（前月比）、生産額（前月比）、生産額（前年同期比）、製品販売単価（前月比）、製品在庫） 2. 今後3か月の推移の見通し（業況見通し（当月比）、生産額見通し（当月比）、生産額（前年同期比）、原材料の仕入高（当月比）、製品販売単価（当月比）） 3. その他（付帯調査）（四半期調査（設備投資、採算、資金繰り、雇用人員）、事業資金調査、収益動向調査、企業概要調査、自由記述、課題調査のいずれか（月により異なる））

【調査名】 新潟県商店街実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年9月3日

【実施機関】 新潟県産業労働観光部商業振興課

【目的】 本調査は、新潟県内商店街の実態について調査・分析することにより、今後の施策展開の基礎資料とする。

【調査の構成】 1 - 新潟県商店街実態調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間の一部変更である。

【調査票名】 1 - 新潟県商店街実態調査票

【調査対象】 （地域）新潟県全域 （単位）商店街団体（商店街振興組合、事業協同組合、任意団体）全て （属性）商店街団体（商店街振興組合、事業協同組合、任意団体）全て （抽出枠）商工会・商工会議所への照会に基づく

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）287 （配布）郵送・調査員 （収集）郵送（記入）併用 （把握時）平成26年10月1日時点 （系統）新潟県 - 商工会・商工会議所 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成26年9月26日～10月17日

【調査事項】 1．商店街の組織と現状（組織形態、店舗数等）、2．商店街の景況（最近の景況、来街者の変化等）、3．商店街の問題と取組（商店街の問題点、後継者育成等）、4．空き店舗対策（空き店舗数、空き店舗の変化、店舗誘致等）、5．行政等の支援（行政等への要望、補助事業の利用等）

【調査名】 東京都福祉保健基礎調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年9月5日

【実施機関】 東京都福祉保健局総務部総務課

【目的】 本調査は、東京都内における各世帯及び世帯員の健康と医療に関する実態と意識を把握することにより、東京都における保健・医療施策充実のための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和42年から実施されている。平成18年に調査名が「東京都社会福祉基礎調査」から「東京都福祉保健基礎調査」に変更された。

【調査の構成】 1 - 東京都福祉保健基礎調査 調査票1 , 2 - 東京都福祉保健基礎調査 調査票2

【調査票名】 1 - 東京都福祉保健基礎調査 調査票1

【調査対象】 (地域)東京都全域 (単位)世帯 (属性)東京都内に居住する6000世帯 (抽出枠)都内全体5314地区(各区市町村町丁目別)から150地区を無作為抽出により選定し、1地区から40世帯を住民基本台帳から無作為に6000世帯を抽出する。(母集団 6699669世帯)

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)6,000/6,699,669 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)併用 (把握時)41927 (系統)東京都 - 統計調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年10月中旬～11月中旬

【調査事項】 1.基本的属性、2.就業の状況、3.医療機関の受診状況、4.住居の種類、5.世帯の年収額

【調査票名】 2 - 東京都福祉保健基礎調査 調査票2

【調査対象】 (地域)東京都全域 (単位)世帯員 (属性)東京都内に居住する6000世帯に属する調査基準日現在満20歳以上の世帯員 (抽出枠)東京都内に居住する6000世帯に属する調査基準日現在満20歳以上の世帯員

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)併用 (把握時)41927 (系統)東京都 - 統計調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年10月中旬～11月中旬

【調査事項】 1.食生活・運動などの生活習慣の状況、2.健診・がん検診・肝炎ウイルス検査などの受診状況、3.医療情報について、4.がん医療・在宅医療・リハビリテーション医療について、5.都の保健医療関連施策等の認知度

【調査名】 民間資源回収実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年9月9日

【実施機関】 福井県安全環境部循環社会推進課

【目的】 本調査は、民間のリサイクルの実態を調査することにより、福井県のリサイクルの現状を把握し、今後のリサイクル推進の施策展開に反映させることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 民間資源回収実態調査帳票（小売店用） 2 - 民間資源回収実態調査帳票（古紙回収業者用） 3 - 民間資源回収実態調査帳票（小型家電用）

【備考】 今回は、母集団変更及び民間資源回収実態調査帳票（小型家電用）の追加による調査事項の一部変更である。

【調査票名】 1 - 民間資源回収実態調査帳票（小売店用）

【調査対象】 （地域）福井県全域 （単位）事業所 （属性）経済センサスの産業分類に掲げる大分類「卸売業，小売業」のうち、中分類「各種商品小売業」に属する事業所並びに中分類「飲食料品小売業」の小分類「管理，補助的経済活動を行う事業所」、小分類「各種食料品小売業」及び小分類「他に分類されない飲食料品小売業」に属する法人の事業所 （抽出枠）経済センサスの事業者名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）500 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年4月1日～調査実施年の3月31日 （系統）福井県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（概ね5年周期） （実施期日）9月～11月

【調査事項】 1．事業所の概要、2．資源の店頭回収の有無、3．資源ごとの店頭回収量、4．資源の処理方法

【調査票名】 2 - 民間資源回収実態調査帳票（古紙回収業者用）

【調査対象】 （地域）福井県全域 （単位）事業所 （属性）経済センサスの産業分類に掲げる大分類「卸売業，小売業」のうち、中分類「建築材料，鉱物・金属材料等卸売業」の小分類「再生資源卸売業」に属する法人の事業所 （抽出枠）経済センサスの事業者名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）100 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年4月1日～調査実施年の3月31日 （系統）福井県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（概ね5年周期） （実施期日）9月～11月

【調査事項】 1．事業所の概要、2．古紙回収の有無、3．古紙類の回収量

【調査票名】 3 - 民間資源回収実態調査帳票（小型家電用）

【調査対象】 （地域）福井県全域 （単位）事業所 （属性）経済センサスの産業分類に掲げる大分類「卸売業、小売業」のうち、中分類「機械器具卸売業」の小分類「電気機械器具卸売業」に属する事業所ならびに中分類「機械器具小売業」の小分類「機械器具小売業（自動車、自転車を除く）」に属する事業所（抽出枠）経済センサスの事業者名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）500 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年4月1日～調査実施年の3月31日 （系統）福井県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（概ね5年周期） （実施期日）9月～11月

【調査事項】 1 . 事業所の概要、2 . 小型家電回収の有無、3 . 小型家電ごとの回収量、4 . 回収した小型家電の処理方法

【調査名】 島根県産業廃棄物実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年9月11日

【実施機関】 島根県環境生活部環境政策課

【目的】 本調査は、島根県内における産業廃棄物の発生量及び処理状況等の実態を調査し、島根県産業廃棄物処理計画の見直しのための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - A調査票（建設業） 2 - B調査票（建設業以外）

【備考】 今回は、調査票の簡素化による「報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間」の変更である。

【調査票名】 1 - A調査票（建設業）

【調査対象】 （地域）島根県下全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「農業，林業」「漁業」「鉱業，採石業，砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業，郵便業」「卸売業，小売業」「金融業，保険業」「不動産業，物品賃貸業」「学術研究，専門・技術サービス業」「宿泊業，飲食サービス業」「生活関連サービス業，娯楽業」「教育，学習支援業」「医療，福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」「公務」に属する従業者数5人以上の事業所（抽出枠）事業所・母集団データベースから抽出

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）4,500 / 15,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年度の前年度 （系統）島根県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成26年9月20日～平成26年11月20日

【調査事項】 1．事業所の概要、2．元請工事の有無、3．元請完成工事高、4．発生の有無、5．発生量、6．中間処理状況、7．処分状況

【調査票名】 1 - B調査票（建設業以外）

【調査対象】 （地域）島根県下全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「農業，林業」「漁業」「鉱業，採石業，砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業，郵便業」「卸売業，小売業」「金融業，保険業」「不動産業，物品賃貸業」「学術研究，専門・技術サービス業」「宿泊業，飲食サービス業」「生活関連サービス業，娯楽業」「教育，学習支援業」「医療，福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」「公務」に属する従業者数5人以上の事業所（抽出枠）事業所・母集団データベース及び既存の調査名簿から抽出

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）4,500 / 15,000 （配布）郵

送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査実施年度の前年度（系統）島根県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成26年9月20日～平成26年11月20日

【調査事項】 1.事業所の概要、2.従業者数、3.製造品出荷額、4.事業所の形態、5.病床数、6.販売額、7.発生の有無、8.発生量、9.中間処理状況、10.処分状況

【調査名】 県民健康・栄養調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年9月18日

【実施機関】 神奈川県保健福祉局保健医療部健康増進課

【目的】 本調査は、神奈川県民の健康状態、食生活の実態を把握し、その現状と問題点を明らかにし、今後の健康づくりや生活習慣病対策を推進するための基礎資料とする。併せて、「かながわ健康プラン21(第2次)」で設定した目標の基準値、目標達成度の評価にも活用し、健康増進に関する情報提供を行うことを目的とする。

【調査の構成】 1 - 健康に関する意識調査票（15歳以上の方用）

【備考】 今回は、調査期間の変更である。

【調査票名】 1 - 健康に関する意識調査票（15歳以上の方用）

【調査対象】 （地域）神奈川県全域 （単位）個人 （属性）神奈川県在住の満15歳以上の男女 （抽出枠）国民健康・栄養調査対象地区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,000/8,000,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）他計 （把握時）神奈川県が指定する平成26年11月中の1日 （系統）神奈川県 - 調査員（保健所） - 報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（おおむね5年とするが3年を1調査とする） （実施期日）平成26年11月1日～11月30日

【調査事項】 1．普段の生活について、2．健康状態について、3．飲酒、喫煙について、4．歯について、5．健康づくりに関する情報・活動

【調査名】 労働条件・労働福祉実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年9月18日

【実施機関】 愛知県産業労働部労政局労働福祉課

【目的】 本調査は、愛知県内企業における労働時間などの労働条件や労働者の福利厚生（ソフト面）に係る制度の導入・利用の実態を明らかにすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 労働条件・労働福祉実態調査票

【備考】 今回の変更は、調査の目的、報告を求める者及び報告を求める事項の一部変更である。

【調査票名】 1 - 労働条件・労働福祉実態調査票

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類における「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「医療、福祉（医療業のみ）」「複合サービス事業」「サービス業（政治・経済・文化団体、宗教、外国公務、その他のサービス業を除く。）」の産業に属する、従業員10人以上の民営事業所で、愛知県内に本社（本店）のある事業所及び単独事業所（抽出枠）事業所母集団データベース（平成25年次フレーム）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,500/29,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）7月31日現在（直近の1年間） （系統）愛知県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1年 （実施期日）配布：10月中旬 回収：11月25日

【調査事項】 1. 企業の常用労働者数・業種、2. 労働時間・週休制・年次有給休暇、3. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）、4. 介護休業制度

【調査名】 県民の健康に関するアンケート（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年9月22日

【実施機関】 埼玉県 保健医療部 健康長寿課

【目的】 本調査は、埼玉県の健康増進計画である埼玉県健康長寿計画及び埼玉県食育推進計画の推進状況を把握するのに必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 県民の健康に関するアンケート 調査票

【調査票名】 1 - 県民の健康に関するアンケート 調査票

【調査対象】 （地域）埼玉県全域 （単位）個人 （属性）11月1日現在20歳以上の男女（抽出枠）厚生労働省が毎年実施する、「国民健康・栄養調査」の対象となる単位区内の世帯及び世帯員（調査年の「国民生活基礎調査」において設定された単位区から、層化無作為抽出した単位区内の世帯及び世帯員）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）417 / 6,000,000 （配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）毎年11月1日現在（系統）埼玉県 - 調査員（保健所） - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年11月1日～30日

【調査事項】 1. 食事の状況、2. 「食育」に対する関心、3. 「食事バランスガイド」に対する理解度、4. 歯科検診の受診歴、5. 「食べ方」に対する関心、6. かねて食べる時の状況、7. ロコモティブシンドロームの認知度、8. COPDの認知度

【調査名】 奈良県ひとり親家庭等実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年9月22日

【実施機関】 奈良県こども・女性局こども家庭課

【目的】 本調査は、奈良県内の母子家庭，父子家庭，寡婦家庭（以下「ひとり親家庭」という。）の生活状況等やニーズを把握し，各種統計資料も併せて全国との比較分析のうえ，ひとり親家庭の福祉において重点的に取り組むべき課題を明確化することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 奈良県ひとり親家庭実態調査 調査票

【調査票名】 1 - 奈良県ひとり親家庭等実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）奈良県全域（奈良市を除く）（単位）世帯（属性）ひとり親家庭（母子世帯，父子世帯，寡婦世帯）（抽出枠）母子世帯・父子世帯・寡婦世帯：平成22年国勢調査

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）4,000/28,873（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）調査年の6月1日（系統）奈良県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）調査票の配布：調査年の9月下旬，回収：調査年の10月中旬

【調査事項】 1．世帯の状況、2．住居の状況、3．就労の状況、4．収入の状況、5．養育費の状況、6．悩み・ニーズの状況、7．ひとり親家庭に関する施策の認知度 等

【調査名】 大阪市人口移動要因調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年9月22日

【実施機関】 大阪市 都市計画局 企画振興部 統計調査担当

【目的】 本調査は、大阪市の人口の社会増加の要因にはさまざまなものが考えられるところ、社会移動の要因を調査することで、大阪市の社会移動の実態を明らかにして、地域特性を活かした区のまちづくりの支援をはじめ、大阪市の各種施策の基礎資料を提供することを目的として実施するものである。

【調査の構成】 1 - 大阪市人口移動要因調査 調査票A（市外からの転入者対象） 2 - 大阪市人口移動要因調査 調査票B（市外への転出者対象） 3 - 大阪市人口移動要因調査 調査票C（市内の区間移動者対象）

【調査票名】 1 - 大阪市人口移動要因調査 調査票A（市外からの転入者対象）

【調査対象】（地域）大阪市全域（単位）個人（属性）大阪市外からの転入者（抽出枠）平成25年度に提出された住民異動届

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）4,175 / 83,469（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年4月～26年3月（系統）大阪市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成26年10月下旬配布，平成26年11月下旬回収

【調査事項】 1. 前住市区町村、2. 移動前後の家族構成、3. 移動前後の住宅の状況、4. 移動の理由・勤務地、5. 前住居での居住年数、6. 移動前後の住居・生活環境に対する評価、7. 育児環境、8. 親の居住地との近接度、9. 通勤時間の変化、10. 代表者の性別、年齢、仕事の状況 等

【調査票名】 2 - 大阪市人口移動要因調査 調査票B（市外への転出者対象）

【調査対象】（地域）全国（単位）個人（属性）大阪市外への転出者（抽出枠）平成25年度に提出された住民異動届

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）3,489 / 69,774（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年4月～26年3月（系統）大阪市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成26年10月下旬配布，平成26年11月下旬回収

【調査事項】 1. 前住市区町村、2. 移動前後の家族構成、3. 移動前後の住宅の状況、4. 移動の理由・勤務地、5. 前住居での居住年数、6. 移動前後の住居・生活環境に対する評価、7. 育児環境、8. 親の居住地との近接度、9. 通

勤時間の変化、10. 代表者の性別、年齢、仕事の状況 等

【調査票名】 3 - 大阪市人口移動要因調査 調査票C (市内の区間移動者対象)

【調査対象】 (地域)大阪市全域 (単位)個人 (属性)市内の区間移動者 (抽出
枠)平成25年度に提出された住民異動届

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客位数)2,163/43,219 (配布)郵
送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年4月~26年3月
(系統)大阪市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成26年10月下旬配布,平成26年1
1月下旬回収

【調査事項】 1. 前住市区町村、2. 移動前後の家族構成、3. 移動前後の住宅の状況、
4. 移動の理由・勤務地、5. 前住居での居住年数、6. 移動前後の住居・
生活環境に対する評価、7. 育児環境、8. 親の居住地との近接度、9. 通
勤時間の変化、10. 代表者の性別、年齢、仕事の状況 等

【調査名】 県民健康・栄養実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年9月25日

【実施機関】 新潟県福祉保健部健康対策課

【目的】 本調査は、新潟県民の生活習慣の状況等を把握し、健康にいがた21等計画の評価指標の進行管理に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 県民健康・栄養実態調査調査票

【調査票名】 1 - 県民健康・栄養実態調査調査票

【調査対象】 （地域）新潟県全域 （単位）個人 （属性）20歳以上の男女 （抽出
枠）選挙人名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000 / 1,911,000 （配
布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の11月1
日現在 （系統）新潟県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（おおむね3年ごと） （実施期日）調査実施年の11
月1日～11月30日

【調査事項】 1．身体活動・運動、2．食生活、3．喫煙、4．飲酒、5．歯の健康、
6．がん健診の受診状況 等

【調査名】 林業労働者就労動向調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年9月30日

【実施機関】 愛知県 農林水産部 農林基盤局 林務課

【目的】 本調査は、愛知県内の林業就労者数、年齢構成、作業日数、社会保障等の実態を調査し、今後における林業就労者の安定確保に資することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 林業労働者就労動向調査 調査票

【調査票名】 1 - 林業労働者就労動向調査 調査票

【調査対象】 （地域）愛知県内全域 （単位）事業所 （属性）愛知県内で、年間30日以上、林業（伐木造材集材、造林、保育、育苗、特用林産（林床栽培））に従事する者を雇用する林業事業体、一人親方、自営業者等を対象とする。
（抽出枠）愛知県農林水産事務所の名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）300 （配布）職員 （収集）職員 （記入）他計 （把握時）平成26年7月31日現在 （一部の項目については、平成25年1月～12月実績） （系統）愛知県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）調査実施年の11月1日～12月28日

【調査事項】 林業就労者数、年齢構成、作業日数、職歴、社会保障制度、収入源

(参考)

基幹統計の指定

統計の名称	作成者	指定内容	指定年月日
商業動態統計調査	経済産業大臣	指定の変更 基幹統計とそれを作成する手段である基幹統計調査とを、名称上明確に区分するため、基幹統計の名称を現行の「商業動態統計調査」から「商業動態統計」に変更するもの。	H26.9.30

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計の指定内容について掲載したものである。